

第3期

# 京田辺市障害者基本計画

第4期

## 及び

# 京田辺市障害福祉計画

概要版



平成27年3月  
京田辺市

# 1 計画策定の背景と趣旨

## 1. 計画策定の趣旨

京田辺市では、平成22年3月に「京田辺市障害者基本計画(第2期)」、平成24年3月に「京田辺市障害福祉計画(第3期)」を策定し、「すべての人が自分らしく暮らしていけるまち」を基本理念として、すべての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざして、障がいのある人への施策の推進に取り組んできました。

現在、国では障がいのある人の施策の抜本的な見直しが行われています。京田辺市でもこうした変革の動きに的確に対応するとともに、現行計画の実績やアンケート・ヒアリング調査の結果などを踏まえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、「第3期京田辺市障害者基本計画」(計画期間は平成32年度までの6年間)と、「第4期京田辺市障害福祉計画」(計画期間は平成29年度までの3年間)を新たに策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### 障害者基本計画

障がいのある人に、どのような支援をしていくかについて、基本理念や基本目標、方向性などを示す計画です。

### 障害福祉計画

障害福祉サービスの提供について、具体的な体制づくりやサービスの確保策を示す計画です。

## 3. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画(第3次)」(平成25年度～平成29年度)や、京都府の「京都府障害者基本計画」、「第3期京都府障害福祉計画」を踏まえ、「第3次京田辺市総合計画」を上位計画として、さまざまな関連計画と整合性を持たせたものとします。



## 4. 計画の期間

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第3期京田辺市障害者基本計画	← 第3期 →					
第4期京田辺市障害福祉計画	← 第4期 →					

## 2 計画の基本的な視点と基本理念

### 1. 基本的な視点

#### 1 障がいのある人への理解の促進

障がいのある人も、そうでない人も共生して京田辺市で暮らしていくために、互いに理解し合うことができるような環境づくりを展開していきます。

#### 2 地域での生活の支援

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で生き生きと暮らしていけるよう、障害福祉サービスの提供の充実を図り、相談支援に積極的に取り組んでいきます。

#### 3 ライフステージに応じた環境づくり

障がいのある人がすべてのライフステージによって途切れることなく、社会に参加して生き生きと暮らすことができるよう、さまざまな取り組みを提供します。

#### 4 安心して暮らせる社会の実現

障がいのある人が、社会に参加することを阻まれないように、障壁(バリア)を取り除くとともに、安心して暮らせるまちづくりを展開していきます。

### 2. 計画の基本理念



すべての人が安心して、  
自分らしく暮らしていけるまち

障がいの有無に関わらず各々の個性が尊重され、一人の市民として同じ立場で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を、個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざしていきます。

# 3 障害者基本計画

## 第1章

### 障がいのある人への理解の促進

～啓発、交流、権利擁護～



#### 1 障がいを理由とする差別の解消

- 障害者差別解消への取り組みの充実
- すべての障がいのある人への理解の促進
- 差別解消のための事業主などに対する理解促進
- 「障害者週間」などの啓発活動
- さまざまな媒体・機会を活用した啓発

#### 2 福祉教育の推進

- 学校における福祉教育
- 教科等を通じた交流・共同学習の充実
- 生涯学習を通じた人権教育と社会参加の推進
- 各奉仕員・ボランティア養成研修事業
- 市職員福祉研修の実施

#### 3 障害福祉に関わる団体などへの支援

- 市民、事業者、ボランティア、自治会などとの連携推進
- 福祉ボランティア等の活動の促進
- 障害者関係団体の活動支援

#### 4 権利擁護の推進

- 権利擁護事業の周知
- 成年後見制度利用支援事業
- 障害者虐待への対応

## 第2章

### 地域での生活の支援

～サービス利用支援、保健・医療～

#### 1 在宅福祉サービスの充実

- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの充実
- 障害児通所支援の充実
- 難病患者に対する支援
- 補装具費の支給
- 地域生活支援事業の推進
- 各種手当の支給

#### 2 居住支援の充実

- 居住系サービスの確保
- 地域移行支援・地域定着支援の推進
- 地域生活支援拠点の整備



#### 3 保健・医療の充実

- 各種健(検)診の充実
- 自立支援医療・福祉医療の給付
- こころの健康づくりの推進
- 自殺予防対策の推進
- 医療機関との連携



#### 4 相談体制の充実

- 相談支援体制の充実
- 相談支援事業の実施
- 相談支援専門員の強化
- 相談員の機能強化
- 民生委員・児童委員の相談活動の充実
- 地域自立支援協議会の機能強化

#### 5 「情報へのつながりやすさ」の向上

- 意思疎通支援事業の充実
- 保健・医療・福祉サービスの情報提供
- 情報機器・備品の設置促進
- 多様な手法による情報提供の充実

## 第3章

# ライフステージに応じた環境づくり

～療育・保育・教育・就労～

### 1 保育・教育における支援体制の充実

- 校内体制の整備推進
- 一貫した支援システムの構築
- 障がいのある子どもに対する教育の充実
- 放課後・長期休業中の居場所づくりの実施



### 2 障がいのある子どもへの療育の充実

- 早期発見・療育体制の充実
- 相談体制の充実
- 発達障害児支援の充実
- 障がいのある子どもの保護者や家族への支援体制の確立



### 3 スポーツ・文化芸術活動などによる社会参加の促進

- スポーツ活動の振興
- レクリエーション活動の推進
- 文化・芸術活動への支援



### 4 総合的な就労支援

- 総合的な就労支援体制の確立
- 一般就労への移行と定着の促進
- 広域的な就労ネットワークの充実
- 日中活動事業所の運営基盤強化への支援
- 差別解消のための事業主や従業員などに対する理解促進



## 第4章

# 安心して暮らせる社会の実現

～防災・生活環境～

### 1 生活環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化の推進
- 民間施設の整備
- 道路など交通環境の整備
- 住宅改修の推進



### 2 防災・防犯対策の推進

- 緊急時避難行動支援体制の整備
- 避難所の整備
- 避難先での支援の充実
- 緊急時の通報手段の確保
- 防災・防犯知識の普及・啓発
- 防災・防犯体制の確立



# 4 障害福祉計画

## 1. 障害福祉サービス一覧

訪問系	日中活動系	居住系	相談支援	障害児支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 居宅介護 (ホームヘルプ)</li> <li>▶ 重度訪問介護</li> <li>▶ 行動援護</li> <li>▶ 同行援護</li> <li>▶ 重度障害者等 包括支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 生活介護</li> <li>▶ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>▶ 就労移行支援</li> <li>▶ 就労継続支援 (A型=雇用型) (B型=非雇用型)</li> <li>▶ 療養介護</li> <li>▶ 短期入所 (ショートステイ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 共同生活援助 (グループホーム)</li> <li>▶ 施設入所支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 計画相談支援</li> <li>▶ 地域移行支援</li> <li>▶ 地域定着支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 児童発達支援</li> <li>▶ 放課後等 デイサービス</li> <li>▶ 保育所等 訪問支援</li> <li>▶ 医療型 児童発達支援</li> <li>▶ 障害児相談支援</li> </ul>

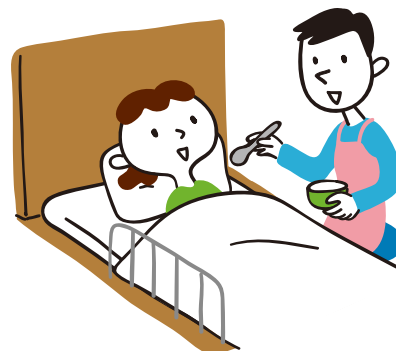
## 2. 地域生活支援事業一覧

### 必須事業

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業
- ③ 相談支援事業
  - 障害者相談支援事業
  - 基幹相談支援センター
  - 住宅入居等支援事業
- ④ 成年後見制度利用支援事業
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥ 意思疎通支援事業
  - 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
  - 手話通訳者設置事業
- ⑦ 日常生活用具給付等事業
  - 介護・訓練支援用具
  - 自立生活支援用具
  - 在宅療養等支援用具
  - 情報・意思疎通支援用具
  - 排泄管理支援用具
  - 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)
- ⑧ 手話奉仕員養成研修事業
- ⑨ 移動支援事業
- ⑩ 地域活動支援センター

### 任意事業

- ① 日中一時支援事業
- ② 訪問入浴サービス事業
- ③ 要約筆記奉仕員養成事業
- ④ 点訳・朗読奉仕員養成事業
- ⑤ 精神障害者社会復帰集団指導事業
- ⑥ 視覚障害者生活訓練事業





### 3. 平成29年度までの成果目標

#### (1) 福祉施設から地域生活への移行促進

##### ■成果目標

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者 (A)	34人	平成25年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	5人 ----- 14.7%	(A)のうち、平成29年度までに地域生活に移行する人の目標値
【目標】施設入所者の削減	2人 ----- 5.9%	差引減少見込み数 (A) - (B)
平成29年度末時点の施設入所者 (B)	32人	平成29年度の利用人員見込み

#### (2) 精神科病院から地域生活への移行促進

成果目標は都道府県のみが定めることとなっています。

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点などについて、周辺市町村の状況も鑑みながら、少なくとも1つの拠点を整備することを検討します。

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行促進

##### ■成果目標

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労への移行者 (A)	4人	平成24年度の一般就労への移行者数
【目標】福祉施設から一般就労への移行者数 (B) の増加	8人 ----- 2倍	就労移行支援事業等を通じて平成29年度中に一般就労に移行する人数  (B) / (A)
平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者 (C)	17人	平成25年度末時点の就労移行支援事業の利用者数
【目標】就労移行支援事業の利用者 (D) の増加	28人 ----- 64.7%	就労移行支援事業の平成29年度末における利用者数  (C) / (D)
【目標】就労移行支援事業所の就労移行率の増加	国の意向に合わせる (平成29年度末までに、就労支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所数が全体の5割以上)	

# 5 計画の推進体制

## 1. 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、さまざまな団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

## 2. 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

## 3. 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画－実施－評価－改善）のサイクルを障害者福祉に導入するようあげられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



### 第3期京田辺市障害者基本計画及び 第4期京田辺市障害福祉計画 〔概要版〕

発行年月：平成27年3月  
発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障害福祉課  
住所：〒610-0393 京田辺市田辺80番地  
TEL:0774-64-1372 FAX:0774-63-5777